

○国東市オリーブ生産拡大促進事業補助金交付要綱

令和5年9月15日

告示第147号

(目的)

第1条 この告示は、オリーブ生産者の新規参入や規模拡大を支援し、新産業の創出及び地域の振興を図るため、国東市オリーブ生産拡大促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、国東市補助金等交付規則(平成18年国東市規則第62号)に定めるもののほか、この告示に定めるところとする。

(補助金の交付要件)

第2条 市長は、国東オリーブ振興協議会又はJAおおいたくにさきオリーブ部会が実施主体となる補助対象事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 前条に掲げる補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) オリーブ苗木購入補助事業
- (2) オリーブ支柱購入補助事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に規定する苗木購入に要する購入費補助については、国東オリーブ振興協議会が事業主体となり、本会が推進する2年生又は3年生の品種を30本以上かつ概ね10a以上を市内に植栽した場合とし、苗木の購入費の2分の1以内を補助する。ただし、補植した後30本以上かつ概ね10a以上の植栽に達する場合に限り、前記同様の苗木の補植に要する本数の購入費の2分の1を補助する。
- (2) 前条第2号に規定する支柱購入に要する購入費補助については、JAおおいたくにさきオリーブ部会が事業主体となり購入したオリーブ樹用支柱の購入費の2分の1以内とする。ただし、対象となるオリーブ樹は市内に植栽されているものとし、樹齢が5年生以上又は幹周が概ね15cm以上のオリーブ樹とする。

(補助金の返還)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段による支給を受けた者がいるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。